

令和5年2月2日開催 東京地方裁判所委員会報告

## 「ビジネス・コートについて」

東京地方裁判所委員会委員・会員 市川 充 (47期)

令和5年2月2日に開催された東京地方裁判所委員会について報告します。今回のテーマは「ビジネス・コート」です。

### 1 裁判所からの説明

まず、令和4年10月に開設された「知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中目黒庁舎」(通称：ビジネス・コート)の概要とビジネス・コートが目指す裁判について、ビジネス・コート担当の所長代行から説明がなされました。

ビジネス・コートは、中目黒駅から徒歩8分ほどのところ、有名な目黒川の桜並木沿いに位置しています。庁舎デザインも、自然景観と調和するよう、また桜をイメージしたデザインが随所に施されています。庁舎の正面には広場が設けられ、通勤や散歩をする周辺の住民の人たちにも開放されています。

ビジネス・コートは、ビジネスに関係する裁判を集中して取り扱う、わが国で初めての裁判所です。取り扱われる事件は、商事部、知的財産部、倒産部の3つの専門部の対象事件となります。ビジネス・コートは、Professional (専門性)、Speedy/Accessible (迅速性・アクセス容易性)、International (国際性)をコンセプトにし、ビジネス分野で世界に選ばれる裁判所を目指しているとのことでした。

令和4年5月に民事訴訟法が改正され、裁判の期日のウェブ会議による対象範囲が順次拡大し、今後は、書面のインターネット提出や事件記録のデジタル化などが予定されています。ビジネス・コートは、ウェブ会議用ブースを整備するなど、他の裁判所に先駆けて先端の設備を取り入れています。

裁判所からの説明の後は、庁舎内を案内され、裁判官室の中にある防音効果の高いウェブ会議ブースや大型テレビモニターのあるラウンドテーブル法廷などを見学しました。

### 2 意見交換

その後の意見交換では、次のような委員の質問意見とそれに対する裁判所の回答・コメントが出されました。

専門委員や裁判所調査官について質問があり、前者は知財事件における弁理士や商事事件で株価算定をする公認会計士のように裁判所外の専門家を手続の中で活用するのに対し、後者は知財部における調査官のように特許庁からの出向者で裁判所内部の職員として活動するとの説明がありました。

デジタル化への移行での裁判官や職員の教育に関する質問に対しては、ITリテラシーは世代間に差があり、マニュアルや動画を使って知識の充実を図っているとの回答がなされました。

セキュリティについての質問に対しては、万全を期しているが、重要な問題であるとの回答がありました。

デジタル化と本人訴訟の対応については、今後デジタル化が進むと本人訴訟も増えてくる可能性があり、本人サポートの重要性が増してくるとの回答がありました。

ネット社会が進むと個人ビジネスが増え、国民への身近なコートにするためにビジネス・コートの周知がもっと必要ではないかとの意見がありました。裁判所からは、開庁前からメディアに披露してテレビなどで取り上げてもらったり、ユーチューブなどでも動画が流れたり、「裁判所としては結構頑張っている」とのコメントがありました。

国際競争力の強化に関しては、日本の裁判はこれまで無事故無違反のディーゼル列車のイメージだったが、今後、デジタル化によって紙や場所といった物理的な呪縛から解かれ、審理時間等も短くなり、国際競争力もついていくのではないかと議論もなされました。

3 次回令和5年6月6日のテーマは「18歳・19歳の若年層を意識した裁判員裁判の広報活動」となりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会では取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

\*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207